

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の給与に関する条例（昭和29年藤枝市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条第 2 項及び第 3 項中「1 0 0 分の 1 3 0」を「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。

（期末手当の額の特例）

2 令和 2 年 1 2 月に支給する期末手当の額に係る改正後の藤枝市職員の給与に関する条例第 1 7 条第 2 項の規定の適用については、同項中「1 0 0 分の 1 2 7 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 2 5」とする。